

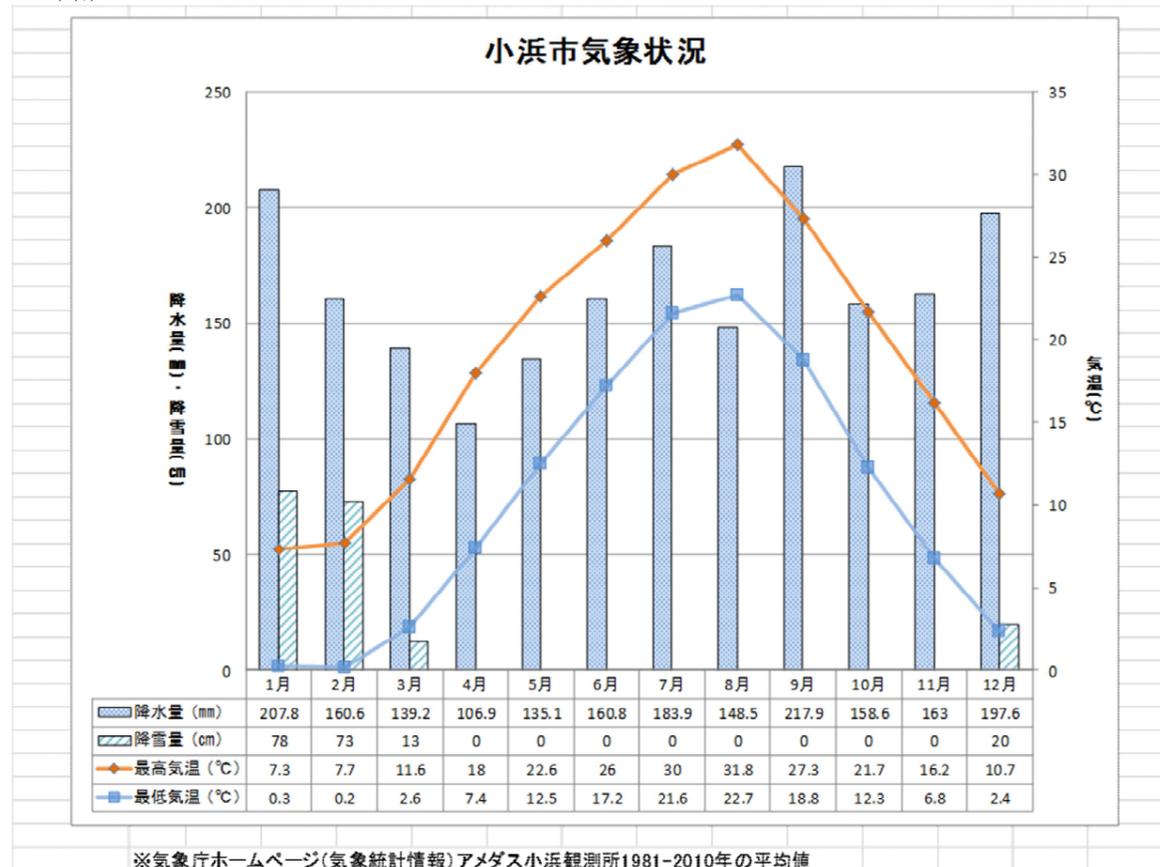
小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】

第1章 総則
第1節 (略)

第2節 地域の概況
第1 自然的条件
1. ～3. (略)
4. 気候
(略)

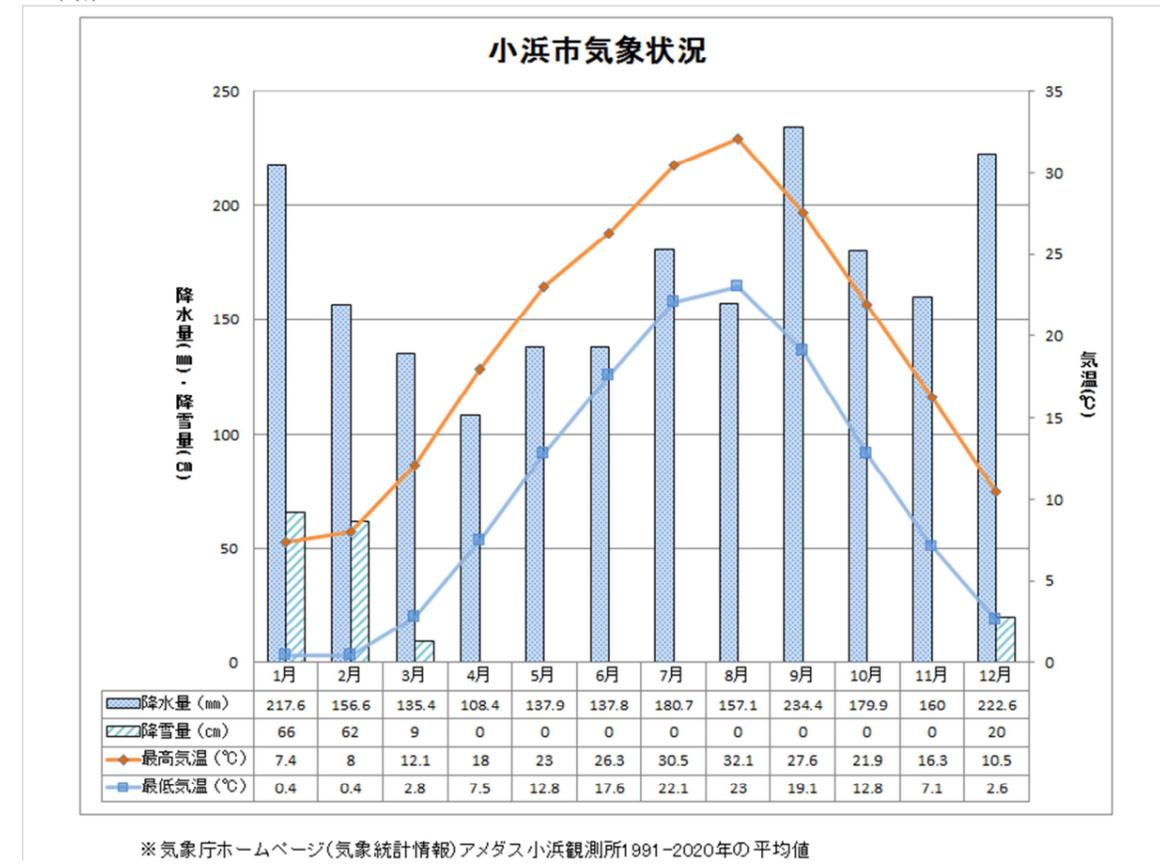


改定案

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】

第1章 総則
第1節 (略)

第2節 地域の概況
第1 自然的条件
1. ～3. (略)
4. 気候
(略)



小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>第2 社会的条件</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人口</p> <p>平成27年国勢調査によると人口は、29,670人である。昭和20年台の38,000人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は34,000人を下回り、年々減少傾向にある。</p> <p>また、世帯数では平成27年現在11,220世帯で、昭和20年代の8,500世帯台から年々増加しており、平成13年以降は11,000世帯台で横ばいである。</p> <p>[年代別人口動態]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> <th>世帯人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和25年</td><td>38,554</td><td>18,678</td><td>19,876</td><td>8,312</td><td>4.64</td></tr> <tr><td>昭和35年</td><td>36,236</td><td>17,475</td><td>18,761</td><td>8,479</td><td>4.27</td></tr> <tr><td>昭和45年</td><td>33,702</td><td>15,996</td><td>17,706</td><td>8,715</td><td>3.87</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>34,049</td><td>16,300</td><td>17,749</td><td>9,474</td><td>3.59</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>33,774</td><td>16,175</td><td>17,599</td><td>9,920</td><td>3.40</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>33,496</td><td>16,164</td><td>17,332</td><td>10,383</td><td>3.23</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>33,295</td><td>16,134</td><td>17,161</td><td>10,962</td><td>3.04</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>32,182</td><td>15,620</td><td>16,562</td><td>11,136</td><td>2.89</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>31,340</td><td>15,376</td><td>15,964</td><td>11,477</td><td>2.73</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>29,670</td><td>14,539</td><td>15,131</td><td>11,220</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(※平成27年国勢調査)</p> <p>[地区別人口構成]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> <th>世帯人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小 浜</td><td>3,868</td><td>1,893</td><td>1,975</td><td>1,577</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>雲 浜</td><td>5,375</td><td>2,613</td><td>2,762</td><td>2,317</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>西 津</td><td>3,153</td><td>1,584</td><td>1,569</td><td>1,314</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>内外海</td><td>1,527</td><td>744</td><td>783</td><td>472</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>国 富</td><td>1,557</td><td>767</td><td>790</td><td>485</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>宮 川</td><td>771</td><td>350</td><td>421</td><td>216</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>松 永</td><td>1,168</td><td>579</td><td>589</td><td>402</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>遠 敷</td><td>3,197</td><td>1,567</td><td>1,630</td><td>1,173</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>今 富</td><td>4,909</td><td>2,457</td><td>2,452</td><td>1,891</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>口名田</td><td>1,709</td><td>820</td><td>889</td><td>618</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>中名田</td><td>1,121</td><td>556</td><td>565</td><td>357</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>加 斗</td><td>1,315</td><td>609</td><td>706</td><td>398</td><td>3.3</td></tr> <tr><td>小浜市計</td><td>29,670</td><td>14,539</td><td>15,131</td><td>11,220</td><td>2.6</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(※平成27年国勢調査)</p> <p>3. 土地利用</p> <p>小浜市の土地利用は、総土地面積23,309haの内、山林が19,083ha(81.8%)と大部分を占める。他には、田・畑が1,440ha(6.1%)、宅地が696ha(2.9%)、雑種地・公有地他2,090ha(9.2%)などとなっている。(2015年農林業センサス、課税台帳等より)</p>	区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員	昭和25年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64	昭和35年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27	昭和45年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87	昭和55年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59	平成2年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40	平成7年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23	平成12年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04	平成17年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89	平成22年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73	平成27年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員	小 浜	3,868	1,893	1,975	1,577	2.5	雲 浜	5,375	2,613	2,762	2,317	2.3	西 津	3,153	1,584	1,569	1,314	2.4	内外海	1,527	744	783	472	3.2	国 富	1,557	767	790	485	3.2	宮 川	771	350	421	216	3.6	松 永	1,168	579	589	402	2.9	遠 敷	3,197	1,567	1,630	1,173	2.7	今 富	4,909	2,457	2,452	1,891	2.6	口名田	1,709	820	889	618	2.8	中名田	1,121	556	565	357	3.1	加 斗	1,315	609	706	398	3.3	小浜市計	29,670	14,539	15,131	11,220	2.6	<p>第2 社会的条件</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人口</p> <p>令和2年国勢調査によると人口は、28,991人である。昭和20年台の38,000人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は34,000人を下回り、年々減少傾向にある。</p> <p>また、世帯数では令和2年現在12,082世帯で、昭和20年代の8,500世帯台から年々増加しており、平成13年以降は11,000世帯台で横ばいであったが、平成28年以降は再度増加傾向に転じている。</p> <p>[年代別人口動態]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> <th>世帯人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和25年</td><td>38,554</td><td>18,678</td><td>19,876</td><td>8,312</td><td>4.64</td></tr> <tr><td>昭和35年</td><td>36,236</td><td>17,475</td><td>18,761</td><td>8,479</td><td>4.27</td></tr> <tr><td>昭和45年</td><td>33,702</td><td>15,996</td><td>17,706</td><td>8,715</td><td>3.87</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>34,049</td><td>16,300</td><td>17,749</td><td>9,474</td><td>3.59</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>33,774</td><td>16,175</td><td>17,599</td><td>9,920</td><td>3.40</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>33,496</td><td>16,164</td><td>17,332</td><td>10,383</td><td>3.23</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>33,295</td><td>16,134</td><td>17,161</td><td>10,962</td><td>3.04</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>32,182</td><td>15,620</td><td>16,562</td><td>11,136</td><td>2.89</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>31,340</td><td>15,376</td><td>15,964</td><td>11,477</td><td>2.73</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>29,670</td><td>14,539</td><td>15,131</td><td>11,220</td><td>2.64</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>28,991</td><td>14,317</td><td>14,674</td><td>12,082</td><td>2.40</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(※令和2年国勢調査)</p> <p>[地区別人口構成]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>総 数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> <th>世帯人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小 浜</td><td>3,592</td><td>1,741</td><td>1,851</td><td>1,554</td><td>2.3</td></tr> <tr><td>雲 浜</td><td>5,128</td><td>2,454</td><td>2,674</td><td>2,443</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>西 津</td><td>2,995</td><td>1,484</td><td>1,511</td><td>1,335</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>内外海</td><td>1,426</td><td>686</td><td>740</td><td>488</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>国 富</td><td>1,460</td><td>712</td><td>748</td><td>494</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>宮 川</td><td>714</td><td>316</td><td>398</td><td>216</td><td>3.3</td></tr> <tr><td>松 永</td><td>1,100</td><td>563</td><td>537</td><td>419</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>遠 敷</td><td>3,200</td><td>1,660</td><td>1,630</td><td>1,379</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>今 富</td><td>5,423</td><td>2,833</td><td>2,590</td><td>2,411</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>口名田</td><td>1,618</td><td>793</td><td>825</td><td>609</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>中名田</td><td>987</td><td>486</td><td>501</td><td>341</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>加 斗</td><td>1,258</td><td>589</td><td>669</td><td>393</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>小浜市計</td><td>28,991</td><td>14,317</td><td>14,674</td><td>12,082</td><td>2.4</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(※令和2年国勢調査)</p> <p>3. 土地利用</p> <p>小浜市の土地利用は、総土地面積23,311haの内、山林が19,049ha(81.7%)と大部分を占める。他には、田・畑が1,410ha(6.1%)、宅地が605ha(2.6%)、雑種地・公有地他2,247ha(9.6%)などとなっている。(2020年農林業センサス、課税台帳等より)</p>	区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員	昭和25年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64	昭和35年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27	昭和45年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87	昭和55年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59	平成2年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40	平成7年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23	平成12年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04	平成17年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89	平成22年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73	平成27年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64	令和2年	28,991	14,317	14,674	12,082	2.40	区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員	小 浜	3,592	1,741	1,851	1,554	2.3	雲 浜	5,128	2,454	2,674	2,443	2.1	西 津	2,995	1,484	1,511	1,335	2.2	内外海	1,426	686	740	488	2.9	国 富	1,460	712	748	494	3.0	宮 川	714	316	398	216	3.3	松 永	1,100	563	537	419	2.6	遠 敷	3,200	1,660	1,630	1,379	2.4	今 富	5,423	2,833	2,590	2,411	2.2	口名田	1,618	793	825	609	2.7	中名田	987	486	501	341	2.9	加 斗	1,258	589	669	393	3.2	小浜市計	28,991	14,317	14,674	12,082	2.4
区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和25年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和35年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和45年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和55年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成2年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成7年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成12年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成17年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成22年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成27年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小 浜	3,868	1,893	1,975	1,577	2.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
雲 浜	5,375	2,613	2,762	2,317	2.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
西 津	3,153	1,584	1,569	1,314	2.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
内外海	1,527	744	783	472	3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
国 富	1,557	767	790	485	3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宮 川	771	350	421	216	3.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
松 永	1,168	579	589	402	2.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
遠 敷	3,197	1,567	1,630	1,173	2.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
今 富	4,909	2,457	2,452	1,891	2.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
口名田	1,709	820	889	618	2.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
中名田	1,121	556	565	357	3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
加 斗	1,315	609	706	398	3.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小浜市計	29,670	14,539	15,131	11,220	2.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和25年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和35年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和45年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
昭和55年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成2年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成7年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成12年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成17年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成22年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
平成27年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
令和2年	28,991	14,317	14,674	12,082	2.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
区 分	総 数	男	女	世帯数	世帯人員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小 浜	3,592	1,741	1,851	1,554	2.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
雲 浜	5,128	2,454	2,674	2,443	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
西 津	2,995	1,484	1,511	1,335	2.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
内外海	1,426	686	740	488	2.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
国 富	1,460	712	748	494	3.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
宮 川	714	316	398	216	3.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
松 永	1,100	563	537	419	2.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
遠 敷	3,200	1,660	1,630	1,379	2.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
今 富	5,423	2,833	2,590	2,411	2.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
口名田	1,618	793	825	609	2.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
中名田	987	486	501	341	2.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
加 斗	1,258	589	669	393	3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小浜市計	28,991	14,317	14,674	12,082	2.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改 定 案																																																														
<p>第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱（略）</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～12.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所 北川出張所</td> <td>1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防衛と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施</td> </tr> <tr> <td>13. ～19.（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4.（略）</p> <p>5. 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>（追加）</u></td> <td>1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>3. ～7.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 福井県医師会 （小浜医師会）</td> <td>1. 災害時における医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>9. ～10.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀地域鉄道部） （小浜駅）</td> <td>1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施</td> </tr> <tr> <td>12.（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～14.（略） <u>（追加）</u></td> <td><u>（追加）</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～12.（略）		13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所 北川出張所	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防衛と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	13. ～19.（略）		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1.（略）		2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>（追加）</u>	1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧	3. ～7.（略）		8. 福井県医師会 （小浜医師会）	1. 災害時における医療救護活動の実施	9. ～10.（略）		11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀地域鉄道部） （小浜駅）	1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施	12.（略）		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～14.（略） <u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	<p>第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱（略）</p> <p>1. ～2.（略）</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～12.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川国道維持 出張所</td> <td>1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施</td> </tr> <tr> <td>13. ～19.（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4.（略）</p> <p>5. 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）</td> <td>1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>3. ～7.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. （一社）福井県医師会 （小浜医師会）</td> <td>1. 災害時における医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>9. ～10.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀駅） （小浜駅）</td> <td>1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施</td> </tr> <tr> <td>12.（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～14.（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15.（公社）小浜市建設機構</td> <td>1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力</td> </tr> <tr> <td>16. 小浜市管工事協同組合</td> <td>1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力</td> </tr> <tr> <td>17.（一社）福井県建築士会 （若狭支部）</td> <td>1. 家屋被害認定調査への協力 2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～12.（略）		13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川 国道維持 出張所	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防 御 と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施	13. ～19.（略）		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1.（略）		2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧	3. ～7.（略）		8. （一社） 福井県医師会 （小浜医師会）	1. 災害時における医療救護活動の実施	9. ～10.（略）		11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀駅） （小浜駅）	1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施	12.（略）		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. ～14.（略）		15.（公社）小浜市建設機構	1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力	16. 小浜市管工事協同組合	1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力	17.（一社）福井県建築士会 （若狭支部）	1. 家屋被害認定調査への協力 2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																																														
1. ～12.（略）																																																															
13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 小浜国道維持出張所 北川出張所	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防衛と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																																																														
13. ～19.（略）																																																															
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																																														
1.（略）																																																															
2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） <u>（追加）</u>	1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧																																																														
3. ～7.（略）																																																															
8. 福井県医師会 （小浜医師会）	1. 災害時における医療救護活動の実施																																																														
9. ～10.（略）																																																															
11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀地域鉄道部） （小浜駅）	1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施																																																														
12.（略）																																																															
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																																														
1. ～14.（略） <u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																																																														
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																																														
1. ～12.（略）																																																															
13. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川 国道維持 出張所	1. 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2. 直轄公共土木施設の災害の発生防 御 と拡大防止 3. 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4. 直轄公共土木施設の復旧 5. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施																																																														
13. ～19.（略）																																																															
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																																														
1.（略）																																																															
2. 電気通信機関 西日本電信電話（株） （株）NTTドコモ北陸 KDDI（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	1. 電気通信施設の整備および防災管理 2. 災害時における優先通信の確保 3. 被災通信施設の復旧																																																														
3. ～7.（略）																																																															
8. （一社） 福井県医師会 （小浜医師会）	1. 災害時における医療救護活動の実施																																																														
9. ～10.（略）																																																															
11. 西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀駅） （小浜駅）	1. 施設等の整備と安全輸送の確保 2. 災害時における輸送の確保 3. 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4. 被災施設の復旧 5. 県、市町、関係機関との連携 6. 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施																																																														
12.（略）																																																															
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																																														
1. ～14.（略）																																																															
15.（公社）小浜市建設機構	1. 災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力																																																														
16. 小浜市管工事協同組合	1. 災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力																																																														
17.（一社）福井県建築士会 （若狭支部）	1. 家屋被害認定調査への協力 2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助																																																														

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案						
<p>第4～5節（略）</p> <p>第2章 地震災害予防計画 （略）</p> <p>第1節 防災知識普及計画 （略）</p> <p>第1 住民に対する防災知識の普及 （略）</p> <p>1. 普及の内容 防災知識として普及すべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 津波に関する知識</p> <p>ア 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること ・海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること ・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと <p>イ 津波の特性に関する情報 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること <p>ウ 津波に関する想定・予測の不確実性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること ・緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること <p>(4) 平常時の心得</p> <p>ア 非常持出品の準備</p> <p>イ 家具・ブロック塀等の転落防止対策 <u>（追加）</u></p> <p>ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</p> <p>エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動</p> <p>オ 津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動</p> <p>カ 緊急避難場所、避難所での行動</p>	<table border="1" data-bbox="1590 281 2783 466"> <tr> <td></td> <td><u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u></td> </tr> <tr> <td><u>18. (公社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u></td> <td><u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u></td> </tr> <tr> <td><u>19. (公社)福井県獣医師会</u></td> <td><u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u></td> </tr> </table> <p>第4～5節（略）</p> <p>第2章 地震災害予防計画 （略）</p> <p>第1節 防災知識普及計画 （略）</p> <p>第1 住民に対する防災知識の普及 （略）</p> <p>1. 普及の内容 防災知識として普及すべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 津波に関する知識</p> <p>ア 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること ・海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること ・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと、<u>特定の緊急避難場所等へ避難者が集中することによる混雑回避のために可能な範囲で分散避難に努めること</u> <p>イ 津波の特性に関する情報 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生可能性があること <p>ウ 津波に関する想定・予測の不確実性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること ・緊急避難場所、避難所の孤立や緊急避難場所、避難所自体の被災も有り得ること <p>(4) 平常時の心得</p> <p>ア 非常持出品の準備</p> <p>イ 家具・ブロック塀等の転落防止対策</p> <p><u>ウ 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置</u></p> <p><u>エ</u> 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</p> <p><u>オ</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動</p> <p><u>カ</u> 津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動</p> <p><u>キ</u> 緊急避難場所、避難所での行動</p>		<u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u>	<u>18. (公社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u>	<u>19. (公社)福井県獣医師会</u>	<u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u>
	<u>3. 災害時における避難所等の施設の安全性確認</u>						
<u>18. (公社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会</u>	<u>1. 家屋被害認定調査の補助</u> <u>2. 発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助</u> <u>3. 被災した土地、家屋の表示登記に係る相談</u>						
<u>19. (公社)福井県獣医師会</u>	<u>1. 災害時における動物救護活動の実施</u>						

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>キ 災害時の家庭内の連絡方法や避難ルートの取決め (5)～(10) (略) 2. (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 その他関係機関に対する防災教育 市および県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>第4 災害教訓の伝承 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市および県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。 <u>(追加)</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 防災訓練計画 (略)</p> <p>第1 防災訓練の実施 1.～4. (略) 5. 避難訓練 地震や津波災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、事業所等においてあらゆる状況を想定した訓練を実施する。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> 6.～10. (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3節 自主防災組織等整備計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地域の防災組織の活動内容 1.～2. (略) 3. 市の措置 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織への助成 自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。 また、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行う。 (4) (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第4節 避難対策計画 市は、震災から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所</p>	<p>ク 災害時の家庭内の連絡方法や避難ルートの取決め (5)～(10) (略) 2. (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 その他関係機関に対する防災教育 市および県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。 <u>市および県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第4 災害教訓の伝承 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市および県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。 <u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 防災訓練計画 (略)</p> <p>第1 防災訓練の実施 1.～4. (略) 5. 避難訓練 地震や津波災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、事業所等においてあらゆる状況を想定した訓練を実施する。 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 6.～10. (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3節 自主防災組織等整備計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地域の防災組織の活動内容 1.～2. (略) 3. 市の措置 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織等への助成 自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。 また、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し、<u>訓練の助成を行うとともに、区単位のみならず地区単位での訓練実施も推進する。</u> (4) (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第4節 避難対策計画 市は、震災から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案												
<p>および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行える体制の整備を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>第1 (略) 第2 指定避難所 1. 指定避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図る。</u> (中略) 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。 また、市は一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>2. ～3. (略) 4. 避難所の設備 市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。</u> <u>(追加)</u></p> <p>市は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 避難所は次の表の各地区ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="338 1703 1362 1883"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設・設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会</td> <td>・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>・各公民館、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄</td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設・設備	自治会	・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地区	・各公民館、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄	<p>および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行える体制の整備を図る。 <u>市および県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>第1 (略) 第2 指定避難所 1. 指定避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や<u>コミュニティセンター</u>等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対して周知徹底を図る。 (中略) 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。 また、市は、<u>一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。</u></p> <p>2. ～3. (略) 4. 避難所の設備 市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、<u>トイレカー、トイレトレーラー</u>、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。 <u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。</u> <u>さらに、断水時には、入浴や洗濯など避難所の生活に必要な水の確保に努めるとともに、避難所開設当初における断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるよう、地区単位で分散備蓄をする等の体制整備に努めるものとする。</u> 市は、避難生活の環境を良好に保つために、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。 <u>また、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</u> 感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 避難所は次の表の各地区ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="1644 1703 2668 1883"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設・設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会</td> <td>・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>・各<u>コミュニティセンター</u>、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄</td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設・設備	自治会	・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地区	・各 <u>コミュニティセンター</u> 、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄
地域	施設・設備												
自治会	・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄												
地区	・各公民館、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄												
地域	施設・設備												
自治会	・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄												
地区	・各 <u>コミュニティセンター</u> 、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄												

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行		改定案	
	<p>(追加)</p> <p>市 ・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）</p>		<p>・給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備</p> <p>・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄</p> <p>・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備</p>
		市	<p>・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）</p>
<p>(新設)</p> <p>第3 避難所運営体制の整備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難所運営の円滑を図るため、事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。</p> <p>3. (略)</p> <p>第4 避難所の情報通信体制の整備</p> <p>1. 避難所へのパソコン設置</p> <p>市、県等は、避難所、医療救護所の予定施設として、小中高校や公民館、病院や健康福祉センター、保健センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。</p> <p>2. オペレーターの確保および常設ネットワーク化</p> <p>端末パソコンのオペレーターの確保、育成の面から、小中高校でのカリキュラムあるいは課外活動など教育システムに組み込み、避難所設置時のオペレーターを育成する。</p> <p>さらに、普段からパソコンネットワーク運用のノウハウを蓄積するため、常設のネットワークを開設する。</p> <p>第5 避難路等避難誘導體制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6 学校等での避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>第7 広域避難のための体制の整備</p> <p>市および県は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に行われるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町</p>		<p>5. <u>新たな技術を用いた設備の活用</u></p> <p>市および県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。</p> <p>第3 避難所運営体制の整備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難所運営の円滑を図るため、<u>運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに</u>事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。</p> <p>3. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第4 避難路等避難誘導體制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 学校等での避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>第6 広域避難のための体制の整備</p> <p>市および県は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に行われるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>市は、<u>指定</u>避難所を指定する際に併せて広域<u>一時滞在</u>の用にも供することについても定めるなど、</p>	

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																								
<p>村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第8 感染症の自宅療養者の避難確保 県健康福祉センターおよび保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 緊急事態管理体制整備計画 (略) 第1 階層的防災生活圏構想の推進 (略) [生活圏ごとの施設・設備]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生活圏</th> <th style="text-align: center;">施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自治会</td> <td>・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地 区</td> <td>・各公民館、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域圏</td> <td>・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略) 第3 地区防災活動体制の整備 1. 避難所等の整備 (1) 各公民館、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。 (2)～(4) (略) 第4 市防災活動体制の整備 1. 庁舎等拠点施設の安全化 (1) 防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、非常用電源の整備を図るとともに適切な管理を行う。 (2) (略) 2. ～4. (略) 5. 消防用資機材の整備 応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。<u>(追加)</u></p> <p>11. (略)</p>	生活圏	施 設 ・ 設 備	自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地 区	・各公民館、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄	市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄	広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄	県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備	<p>他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>第7 避難所における良好な生活環境の確保 市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>第5節 緊急事態管理体制整備計画 (略) 第1 階層的防災生活圏構想の推進 (略) [生活圏ごとの施設・設備]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生活圏</th> <th style="text-align: center;">施 設 ・ 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自治会</td> <td>・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地 区</td> <td>・各コミュニティセンター、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td>・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広域圏</td> <td>・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略) 第3 地区防災活動体制の整備 1. 避難所等の整備 (1) 各コミュニティセンター、学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。 (2)～(4) (略) 第4 市防災活動体制の整備 1. 庁舎等拠点施設の安全化 (1) 防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、72時間は対応可能な非常用電源の整備を図るとともに適切な管理を行う。 (2) (略) 2. ～4. (略) 5. 消防用資機材の整備 応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。その際、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する資機材の整備促進に努めるものとする。</p> <p>11. (略)</p>	生活圏	施 設 ・ 設 備	自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄	地 区	・各 コミュニティセンター 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄	市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄	広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄	県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備
生活圏	施 設 ・ 設 備																								
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄																								
地 区	・各公民館、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄																								
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄																								
広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄																								
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備																								
生活圏	施 設 ・ 設 備																								
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄																								
地 区	・各 コミュニティセンター 、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄																								
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄																								
広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄																								
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備																								

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6節 広域的相互応援体制計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 福井県広域消防相互応援協定 県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画した「福井県広域消防相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 広域応援・受援体制の整備 市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 市および県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>第7節 医療救護予防計画 (略)</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 広域的医療体制の整備 災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。 <u>(追加)</u></p> <p>4. ～5. (略)</p> <p><u>6. 医療救護所間の情報通信体制の整備</u> 市は、県と協力し、医療救護所の予定施設として、病院や健康福祉センター等に設置されているパソコンのネットワーク端末化を推進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を推進する。 また、こうした端末のオペレーター確保、育成の面から、医療関係者に対する広報を進める。</p> <p><u>7. 広域搬送拠点の整備</u> (略)</p> <p><u>8. 中長期における医療提供体制の充実</u></p>	<p>第6節 広域的相互応援体制計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 福井県広域消防相互応援協定 県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 広域応援・受援体制の整備 市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、<u>応援職員の指定、応援時の携行品の整備</u>、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。 <u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保に配慮する。</u></p> <p>県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>第7節 医療救護予防計画 (略)</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 広域的医療体制の整備 災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。 <u>市、国、県および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</u></p> <p>4. ～5. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6. 広域搬送拠点の整備</u> (略)</p> <p><u>7. 中長期における医療提供体制の充実</u></p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第8節 要配慮者震災予防計画 (略)</p> <p>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難路の整備および確保 社会福祉施設等から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2 社会福祉施設等における防災体制の強化</p> <p>1. 社会福祉施設等の耐震化 市および県は、社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。 また、社会福祉施設管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。</p> <p>2. 社会福祉施設等の出火防止、初期消火体制の強化 市および消防機関は、社会福祉施設の消火設備の設置を施設等の管理者に対して指導する。 また、社会福祉施設等の管理者は、火気使用設備および器具に安全装置付きの物を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、カーテン、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。</p> <p>3. 社会福祉施設等の災害応急体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時には、職員の対応だけでは不十分な場合が多いため、社会福祉施設等の管理者は、他の同種施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。</p> <p>4. 緊急連絡体制の整備 社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。</p> <p>第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備</p> <p>1. 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</p> <p>2. 障がい者への情報提供</p> <p>(1) 障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行えるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。 また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第8節 要配慮者震災予防計画 (略)</p> <p>第1 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難路の整備および確保 要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2 要配慮者利用施設における防災体制の強化</p> <p>1. 要配慮者利用施設の耐震化 市および県は、要配慮者利用施設の管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。 また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図る。</p> <p>2. 要配慮者利用施設の出火防止、初期消火体制の強化 市および消防機関は、要配慮者利用施設の消火設備の設置を施設等の管理者に対して指導する。 また、要配慮者利用施設の管理者は、火気使用設備および器具に安全装置付きの物を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、カーテン、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。</p> <p>3. 要配慮者利用施設の災害応急体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時には、職員の対応だけでは不十分な場合が多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の同種施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。</p> <p>4. 緊急連絡体制の整備 要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。</p> <p>第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。</p> <p>市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>1. 障がい者への情報提供</p> <p>(1) 障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行えるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。 また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) (略)</p> <p><u>3. 外国人への情報提供</u> (略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第6 地域ぐるみの支援体制の整備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、<u>市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、</u>平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、<u>防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、</u>区長や自主防災組織、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、個別避難計画を整備するよう努める。避難行動要支援者名簿等については、<u>地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、<u>避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例に定めた場合等により、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>2. 外国人への情報提供</u> (略)</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第6 地域ぐるみの支援体制の整備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 避難行動要支援者への対策</p> <p><u>(1) 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成</u></p> <p>市は、要配慮者のうち、<u>災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合</u>に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、<u>防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、</u>避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、<u>防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、区長や自主防災組織、民生委員、地域住民、福祉専門職、社会福祉協議会、NPO等の避難支援等に携わる関係者の協力により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿および個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても支障が生じないよう適切な管理に努めるものほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿等の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><u>(移設)</u></p> <p><u>(2) 避難行動要支援者の範囲</u></p> <p>ア 身体障害者手帳1・2級の者</p> <p>イ 療育手帳A判定の者</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の者</p> <p>エ 障害者総合支援法の対象となる難病患者</p> <p>オ 要介護状態区分が要介護3から5までの者</p> <p>カ 自力避難することが困難な65歳以上の高齢者</p> <p>キ 災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者</p> <p><u>(3) 名簿作成に必要な個人情報および入手方法</u></p> <p><u>名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 名簿情報の提供と支援体制</u></p> <p><u>消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避</u></p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>3. (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 避難所等の対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>社会福祉施設等</u>への受入れ体制の整備 避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な<u>社会福祉施設等</u>への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。</p> <p>3. 福祉避難所の指定および周知 要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。 なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。 <u>(追加)</u></p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 要配慮者に対する災害対策の配慮</p> <p>1. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握</p> <p>2. 生活支援のための人材確保</p> <p>3. 障がいの状況等に応じた情報提供</p> <p>4. <u>粉ミルク</u>や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・提供</p> <p>5. ～7. (略)</p> <p>第9節 ボランティア育成・確保計画 (略)</p> <p>第1 災害ボランティア活動の推進</p> <p>1. ボランティア意識の醸成</p>	<p><u>難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。なお、避難行動要支援者名簿等の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。</u></p> <p><u>避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 避難所等の対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>要配慮者利用施設</u>への受入れ体制の整備 避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な<u>要配慮者利用施設</u>への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。</p> <p>3. 福祉避難所の指定および周知 要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。 なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。 <u>市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 要配慮者に対する災害対策の配慮</p> <p>1. 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握</p> <p>2. 生活支援のための人材確保</p> <p>3. 障がいの状況等に応じた情報提供</p> <p>4. <u>ミルク</u>や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・提供</p> <p>5. ～7. (略)</p> <p>第9節 ボランティア育成・確保計画 (略)</p> <p>第1 災害ボランティア活動の推進</p> <p>1. ボランティア意識の醸成</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案												
<p>国、県および市は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> (略) 2. (略) 第2 (略) 第3 ボランティア活動体制の整備 1. 平常時における各種団体と連携体制の整備 市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう備える。 2. 災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備 市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入・派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。 <u>(追加)</u> 3. (略) 第10節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画 (略) 第1 (略) 第2 市の備蓄 市は、各避難所または地区単位に、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、食料1日分、物資3日分を確保するよう努めるが、山間部集落など災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮する。 また、要配慮者やアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料等について備蓄や入手経路など調査・配慮する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命・生活を維持するために最低限必要なもの</td> <td>毛布、水、食料、日用品、資機材など</td> </tr> <tr> <td>要配慮者向けの食料</td> <td>粉ミルク、軟らかい食品</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～5 (略)</p> <p>第11節 地震に強いまちづくり計画 (略) 第1～2 (略) 第3 建築物不燃化の推進 防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。 1. 準防火地域の指定</p>	種 別	品 目	生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など	要配慮者向けの食料	粉ミルク、軟らかい食品	<p>国、県および市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 (略) 2. (略) 第2 (略) 第3 ボランティア活動体制の整備 1. 平常時における各種団体と連携体制の整備 市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう備える。 2. 災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備 市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入・派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。 <u>市は、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑な活動を行えるよう、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、官民連携体制の強化を図る。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、必要に応じ施設管理者等と相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> 3. (略) 第10節 飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画 (略) 第1 (略) 第2 市の備蓄 市は、各避難所または地区単位に、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、食料1日分、物資3日分を確保するよう努めるが、山間部集落など災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮する。 また、要配慮者やアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料等について備蓄や入手経路など調査・配慮する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命・生活を維持するために最低限必要なもの</td> <td>毛布、水、食料、日用品、資機材など</td> </tr> <tr> <td>要配慮者向けの食料</td> <td>ミルク、柔らかい食品</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～5 (略)</p> <p>第11節 地震に強いまちづくり計画 (略) 第1～2 (略) 第3 建築物不燃化の推進 防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。 1. 準防火地域の指定</p>	種 別	品 目	生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など	要配慮者向けの食料	ミルク、 柔らかい 食品
種 別	品 目												
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など												
要配慮者向けの食料	粉ミルク、軟らかい食品												
種 別	品 目												
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など												
要配慮者向けの食料	ミルク、 柔らかい 食品												

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>準防火地域は建ぺい率 80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。</p> <p><u>2. 公営住宅の不燃化推進</u> 既存の公営木造住宅は、地域性、老朽度を考慮して、<u>随時耐火または準耐火構造に建替えるものとする。</u></p> <p>第4 防災空間の整備 市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>1. (略) 2. 都市緑地の整備 市は、緩衝、避難等の用<u>に</u>供する都市緑地および街路樹の整備を図る。 3. ～4. (略) 5. 港湾(漁港)空間の整備 国、<u>県、市</u>は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾(漁港)背後市街地内での避難地と連携して、区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として震災時の利用を図る。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第12節 津波に強いまちづくり計画 (略) 第1 津波に強い<u>街</u>づくりの形成 1. ～2. (略) 3. 津波浸水想定の設定 市および県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災体制を推進する。 また、<u>今後</u>県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命<u>又は</u>身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定する<u>よう努める。</u> 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報<u>及び</u>警報伝達に関する事項、避難場所<u>及び</u>避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称<u>及び</u>所在地等について定めるものとする。 市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくり</p>	<p>準防火地域は建ぺい率 80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。 <u>(削除)</u></p> <p>第4 防災空間の整備 市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。 <u>市、国および県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化を進める。</u> <u>避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u> <u>さらに市、国および県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>1. (略) 2. 都市緑地<u>等</u>の整備 市は、緩衝、避難等の用<u>に</u>供する都市緑地および街路樹の整備を図る。 3. ～4. (略) 5. 港湾(漁港)空間の整備 国、県は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾(漁港)背後市街地内での避難地と連携して、区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として震災時の<u>防災拠点としての</u>利用を図る。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第12節 津波に強いまちづくり計画 (略) 第1 津波に強い<u>まち</u>づくりの形成 1. ～2. (略) 3. 津波浸水想定の設定 市および県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災体制を推進する。 また、<u>県</u>は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命<u>または</u>身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定する。 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報<u>および</u>警報伝達に関する事項、避難場所<u>および</u>避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称<u>および</u>所在地等について定めるものとする。 市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>を総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第13節 建築物災害予防計画 (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 公共建築物</p> <p>1. 防災上重要な建築物 災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。 市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、<u>公民館</u>、出先施設等</p> <p>2. 防災上重要な建築物の耐震強化</p> <p>(1) 既設建築物の耐震診断の実施 市は、「防災上重要な建築物」に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第14節 交通施設災害予防計画 (略)</p> <p>第1 道路施設 (略)</p> <p>1. 道路等の整備 (略)</p> <p>(1) 幹線道路網の整備 交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、福井県広域道路整備基本計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と基幹道路および市と防災上拠点となる都市、防災拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>2. 道路啓開用貸機材の整備 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、</p>	<p>用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>7. デジタル技術の活用 県および市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第13節 建築物災害予防計画 (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 公共建築物</p> <p>1. 防災上重要な建築物 災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。 市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物 (以下、「重要施設」という)」として指定し、各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、コミュニティセンター、出先施設等</p> <p>2. 重要施設の耐震性強化</p> <p>(1) 既設建築物の耐震診断の実施 市は、重要施設に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>3. 重要施設における非常用電源の整備 市および県は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるように、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第14節 交通施設災害予防計画 (略)</p> <p>第1 道路施設 (略)</p> <p>1. 道路等の整備 (略)</p> <p>(1) 幹線道路網の整備 交通網の中核である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等が位置づけられている福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と基幹道路および市と防災上拠点となる都市、防災拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>2. 道路啓開等 道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう体制づくりに努める。</p> <p>第2～4（略）</p> <p>第15～16節（略）</p> <p>第17節 通信・放送施設災害予防計画 地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関ごとに万全の予防措置を講じる。 基幹的な通信施設等の整備に当っては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。 <u>（追加）</u></p> <p>第1～2（略）</p> <p>第18節（略）</p> <p>第19節 地盤災害予防計画 （略） 第1～5（略） 第6 土砂災害警戒区域等指定対策 （略） 1. 土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。 2.（略）</p> <p>第20節 津波災害予防計画 （略） 第1 警戒避難体制の整備 1.（略） 2. 津波に関する知識の普及啓発の実施 （1）津波に関する知識の内容 <u>「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全住民の津波に対する共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。</u> <u>（追加）</u></p> <p>（2）（略） 3.～5.（略） 第2（略）</p>	<p><u>開計画を策定するものとする。</u> <u>事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。</u></p> <p>第2～4（略）</p> <p>第15～16節（略）</p> <p>第17節 通信・放送施設災害予防計画 地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関ごとに万全の予防措置を講じる。 基幹的な通信施設等の整備に当っては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。 <u>また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</u></p> <p>第1～2（略）</p> <p>第18節（略）</p> <p>第19節 地盤災害予防計画 （略） 第1～5（略） 第6 土砂災害警戒区域等指定対策 （略） 1. 土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。 2.（略）</p> <p>第20節 津波災害予防計画 （略） 第1 警戒避難体制の整備 1.（略） 2. 津波に関する知識の普及啓発の実施 （1）津波に関する知識の内容 <u>市は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の津波に対する共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。</u> <u>①大津波警報・津波警報が発表されたとき、または大津波警報・津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸および河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。</u> <u>②津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。</u> <u>③テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。</u></p> <p>（2）（略） 3.～5.（略） 第2（略）</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																		
<p>第21～25節（略）</p> <p>第26節 交通輸送体系整備計画（略）</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 効率的な緊急輸送のための措置</p> <p>1. 運送業者との協定締結等</p> <p>市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送業者等との協定締結に努めるとともに、市有車両の配備計画を作成する。</p> <p>2. 緊急通行車両の事前申請</p> <p>市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して事前申請手続きを行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。</p> <p>第4～6（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画（略）</p> <p>第1節 応急活動体制計画（略）</p> <p>第1 配備体制</p> <p>1. 地震の場合</p> <p>地震が発生した時は、次の配備基準により、庁舎の震度表示計の震度または福井地方気象台から伝達された「福井県」の震度情報から自動的に配備をとる。その後、本部長等は地震発生後の状況によって、必要な配備体制を敷く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">配 備 基 準</th> <th style="width: 70%;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">災害警戒体制</td> <td style="text-align: center;">第2警戒</td> <td>市域で震度3を観測したとき</td> <td>生活安全課、産業部、<u>広報・デジタル推進課</u>、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3警戒 災害警戒本部体制</td> <td>市域で震度4または震度5弱を観測したとき</td> <td>災害警戒本部員および全課職員(指定職員)避難所を開設すべきときは職員を配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">本部対策</td> <td style="text-align: center;">第1配備</td> <td>市域で震度5強以上を観測したとき</td> <td>災害対策本部員および全課職員(指定職員)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2配備</td> <td>その他市長が必要と認めるとき</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>第2 職員の動員（追加）</p> <p>勤務時間内の場合、職員は庁内放送および庁内電話により職員の配備の連絡を行う。伝達を受けた部局長は、それぞれの所管課長に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。</p> <p>勤務時間外の場合は、小浜市域震度3以上を観測した場合は、生活安全課、産業部、<u>広報・デジタ</u></p>	区 分	配 備 基 準	配 備 体 制	災害警戒体制	第2警戒	市域で震度3を観測したとき	生活安全課、産業部、 <u>広報・デジタル推進課</u> 、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員	第3警戒 災害警戒本部体制	市域で震度4または震度5弱を観測したとき	災害警戒本部員および全課職員(指定職員)避難所を開設すべきときは職員を配備	本部対策	第1配備	市域で震度5強以上を観測したとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)	第2配備	その他市長が必要と認めるとき	全職員	<p>第21～25節（略）</p> <p>第26節 交通輸送体系整備計画（略）</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 効率的な緊急輸送のための措置</p> <p>1. 運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保</p> <p>市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、<u>物資調達・輸送の確保のための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、</u>市有車両の配備計画を作成する。</p> <p>2. 緊急通行車両の確認の申出</p> <p>市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して<u>確認の申出</u>を行い、緊急通行車両<u>確認標章および証明書</u>の交付を受ける。</p> <p>第4～6（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画（略）</p> <p>第1節 応急活動体制計画（略）</p> <p>第1 配備体制</p> <p>1. 地震の場合</p> <p>地震が発生した時は、次の配備基準により、<u>福井県震度情報ネットワーク</u>や福井地方気象台から伝達された「福井県」の震度情報から自動的に配備をとる。その後、本部長等は地震発生後の状況によって、必要な配備体制を敷く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">配 備 基 準</th> <th style="width: 70%;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">災害警戒体制</td> <td style="text-align: center;">第2警戒</td> <td>市域で震度3を観測したとき</td> <td>生活安全課、産業部、<u>コミュニティ支援課、DX推進室</u>、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3警戒 災害警戒本部体制</td> <td>市域で震度4または震度5弱を観測したとき</td> <td>災害警戒本部員および全課職員(指定職員)避難所を開設すべきときは職員を配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">本部対策</td> <td style="text-align: center;">第1配備</td> <td>市域で震度5強以上を観測したとき</td> <td>災害対策本部員および全課職員(指定職員)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2配備</td> <td>その他市長が必要と認めるとき</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>第2 職員の動員配置</p> <p><u>参集に当たっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立を行う。</u></p> <p>1. <u>勤務時間中における配備</u></p> <p>職員は庁内放送および庁内電話により職員の配備の連絡を行う。伝達を受けた部局長は、それぞれの所管課長に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。</p> <p>2. <u>勤務時間外における参集</u></p>	区 分	配 備 基 準	配 備 体 制	災害警戒体制	第2警戒	市域で震度3を観測したとき	生活安全課、産業部、 <u>コミュニティ支援課、DX推進室</u> 、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員	第3警戒 災害警戒本部体制	市域で震度4または震度5弱を観測したとき	災害警戒本部員および全課職員(指定職員)避難所を開設すべきときは職員を配備	本部対策	第1配備	市域で震度5強以上を観測したとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)	第2配備	その他市長が必要と認めるとき	全職員
区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																																	
災害警戒体制	第2警戒	市域で震度3を観測したとき	生活安全課、産業部、 <u>広報・デジタル推進課</u> 、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員																																
	第3警戒 災害警戒本部体制	市域で震度4または震度5弱を観測したとき	災害警戒本部員および全課職員(指定職員)避難所を開設すべきときは職員を配備																																
本部対策	第1配備	市域で震度5強以上を観測したとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)																																
	第2配備	その他市長が必要と認めるとき	全職員																																
区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																																	
災害警戒体制	第2警戒	市域で震度3を観測したとき	生活安全課、産業部、 <u>コミュニティ支援課、DX推進室</u> 、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員																																
	第3警戒 災害警戒本部体制	市域で震度4または震度5弱を観測したとき	災害警戒本部員および全課職員(指定職員)避難所を開設すべきときは職員を配備																																
本部対策	第1配備	市域で震度5強以上を観測したとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)																																
	第2配備	その他市長が必要と認めるとき	全職員																																

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ル推進課、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員は、あらかじめ定められた方法により自動参集する。 震度4以上の地震が発生した時は、指定された全職員が自動的に配置につく。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3 災害警戒本部 1. ～2. (略) 3. 警戒本部組織編成、運営および事務分掌 (1)～(3) (略) (4) 副本部長（総務部長、産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 (5) (略)</p> <p>第4 災害対策本部 1. ～2. (略) 3. 災害対策本部設置の通知 市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。 ・ 福井県危機対策・防災課 ・ 福井県嶺南振興局 ・ 福井県小浜土木事務所 ・ 小浜警察署 ・ 小浜海上保安署 ・ 近隣市町 ・ 報道機関 ・ 市民 ・ 市災害ボランティアセンター連絡会 ・ その他防災関係機関 また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。</p> <p>4. (略) 5. 権限委譲 市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。</p> <p>6. (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>	<p><u>(1) 地震</u> 小浜市域において震度3以上を観測した場合は、生活安全課、産業部、<u>コミュニティ支援課、DX推進室</u>、新幹線・交通まちづくり課および関係課職員は、あらかじめ定められた方法により自主参集する。 震度4以上の地震が発生した時は、指定された全職員が自主的に配置につく。</p> <p><u>(2) 津波</u> 津波に関する気象情報が発表された時は、指定された全職員が自主的に配置につく。 特に沿岸地区等の特定の指定避難所に配置されている職員は自主的に配置につくにあたり、津波に十分な警戒を行う。</p> <p><u>3. 参集時の心構え</u> 職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長に報告する。また、参集途中重大な被害の発生を認めた時は、各自の判断で住民の救出を優先する。この場合、所属に連絡する方法があれば連絡を行う。</p> <p><u>4. 長期休暇時における体制</u> 長期休暇時においても迅速に初動対応を行えるよう、防災関係各課はあらかじめ職員を割り当てるとともに、連携をとれる体制を整えておくものとする。 また、あらかじめ管理職級の職員を割り当て、本部長等が登庁するまでの間の災害対応を指揮する体制をとる。</p> <p>第3 災害警戒本部 1. ～2. (略) 3. 警戒本部組織編成、運営および事務分掌 (1)～(3) (略) (4) 副本部長（総務部長、産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは<u>総務部長、産業部長、その他の部長（年齢順）の順で</u>その職務を代理する。 (5) (略)</p> <p>第4 災害対策本部 1. ～2. (略) 3. 災害対策本部設置の通知 市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。 ・ 福井県危機管理課 ・ 福井県嶺南振興局 ・ 福井県小浜土木事務所 ・ 小浜警察署 ・ 小浜海上保安署 ・ 近隣市町 ・ 報道機関 ・ 市民 ・ 市災害ボランティアセンター連絡会 ・ その他防災関係機関 また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。</p> <p>4. (略) 5. 権限委譲 市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長、<u>産業部長、その他の部長（年齢順）</u>の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。</p> <p>6. (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 (略)</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害派遣要請の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動の支援 5. 道路または水路の啓開 6. 応急医療、救護および防疫 7. 人員および物資の緊急輸送 8. 消防活動の支援 9. 危険物の保安および除去 10. 炊飯および給水 11. 救助物資の無償貸付または譲与 12. その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの <p><u>(新設)</u></p> <p>第3 災害派遣要請の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事(危機対策・防災課)に提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および本市の地域に係る災害状況を自衛隊に通知する。ただし、事態が急を要する場合は電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。 (略) 2. (略) 3. 留意事項 知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。 (1)～(2) (略) (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機対策・防災課へ連絡すること。 <p>第4～8 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 通信計画 (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 防災関係機関の通信方法 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.～5. (略) 6. その他の連絡方法 <p><u>(1) 広報車等車両による伝達</u></p> <p><u>(2) 消防署等のサイレン、警鐘による伝達</u></p> <p><u>(3) 使走等による伝令の派遣</u></p> <p><u>(4) 孤立地区の空中偵察に対する合図</u> <u>赤旗(病人あり)</u></p>	<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害派遣要請の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動の支援 5. 道路または水路の啓開 6. 応急医療、救護および防疫 7. 人員および物資の緊急輸送 8. 消防活動の支援 <u>(空中消火を含む。)</u> 9. 危険物の保安および除去 10. <u>給食</u>および給水 <u>11. 入浴支援</u> <u>12. 救助物資の無償貸付または譲与</u> <u>13. その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの</u> <p>第3 災害派遣要請の手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事に提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および本市の地域に係る災害状況を自衛隊に通知する。ただし、事態が急を要する場合は電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。 (略) 2. (略) 3. 留意事項 知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。 (1)～(2) (略) (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。 <p>第4～8 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 通信計画 (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 防災関係機関の通信方法 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.～5. (略) 6. その他の通信手段 <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																				
<p style="text-align: center;">青旗（食料不足） （新設）</p> <p>第6節 地震・津波に関する情報等収集伝達計画 （略）</p> <p>第1 津波関係の情報の種類と概要 （略）</p> <p>1. 大津波警報、津波警報、津波注意報 （1）（略） （2）津波警報等の留意事項等 ①（略） ② 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>③（略）</p> <p>2. 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 ＜津波予報の発表基準と発表内容＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">発表基準</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>（追加）</p> <p>3.（略）</p> <p>4. 津波情報 （1）津波情報の発表等 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。 ＜津波情報の種類と発表内容＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">情報の種類</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表		情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	<p style="color: red;">市および県は連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</p> <p style="color: red;">また、市および県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。</p> <p style="color: red;">あらゆる手段を講じて通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。</p> <p>第6節 地震・津波に関する情報等収集伝達計画 （略）</p> <p>第1 津波関係の情報の種類と概要 （略）</p> <p>1. 大津波警報、津波警報、津波注意報 （1）（略） （2）津波警報等の留意事項等 ①（略） ② 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。</p> <p>③（略）</p> <p>2. 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。 ＜津波予報の発表基準と発表内容＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">発表基準</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき （※） （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">（※）「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。</p> <p>3.（略）</p> <p>4. 津波情報 （1）津波情報の発表等 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。 ＜津波情報の種類と発表内容＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">情報の種類</th> <th style="width: 65%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 （※1）</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻 （※2） や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （※） （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表		情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 （※1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻 （※2） や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	発表基準	発表内容																																			
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																																			
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																			
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																			
	情報の種類	発表内容																																			
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照]																																			
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																			
	発表基準	発表内容																																			
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報も含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																																			
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき （※） （津波に関するその他の情報も含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																			
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報も含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																			
	情報の種類	発表内容																																			
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 （※1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻 （※2） や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、表＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞参照]																																			
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																			

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行		改 定 案																																	
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">する情報</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）</td> </tr> </table>	する情報		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">する情報</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）</td> </tr> </table>	する情報		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）																				
する情報																																			
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）																																		
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）																																		
する情報																																			
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）																																		
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）																																		
<p>（追加）</p> <p>（※1）各津波予想区の津波の到達予想時刻について</p> <ul style="list-style-type: none"> 最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 <p>（※2）津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、<u>観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <p>（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、<u>およびこれら沖合の観測値から推定される沿岸の推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</u> 最大波の観測地および推定値については、<u>観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <u>ただし、沿岸からの距離が100kmを超えないような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u> <p><最大波の観測地の発表内容></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ > 1m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ ≤ 1m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ < 0.2m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべて数値で発表）</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table>		発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表	津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	<p>（※1）津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。 <p>（※2）各津波予想区の津波の到達予想時刻について</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。</u>場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 <p>（※3）津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点<u>までに観測された</u>最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>（※4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点<u>までに観測された</u>最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。<u>また、これら沖合の観測値から推定される沿岸の推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</u> 最大波の観測値および推定値については、<u>沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。</u>大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>（移設）</u></p> <p><沿岸で観測された津波の最大波の発表内容></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべての場合）</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table>		警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表																																	
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表																																	
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表																																	
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表																																	
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																	
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容																																	
大津波警報	1m超	数値で発表																																	
	1m以下	「観測中」と発表																																	
津波警報	0.2m以上	数値で発表																																	
	0.2m未満	「観測中」と発表																																	
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																																	

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																		
<p>(新設)</p> <p>第2 地震関係の情報の種類と概要</p> <p>福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <p>(追加)</p> <p>1. 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 地震情報の種類とその内容</p> <p><地震情報の種類と発表基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	<p><沖合で観測された津波の最大波（観測値および沿岸での推定値（※））の発表内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 地震関係の情報の種類と概要</p> <p>福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <p>また、市、県および福井地方気象台は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>1. 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 地震情報の種類とその内容</p> <p><地震情報の種類と発表基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生 から 約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
地震情報の種類	発表基準	内容																																	
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																	
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																	
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																	
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																	
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
地震情報の種類	発表基準	内容																																	
震度速報	・震度3以上	地震発生 から 約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																																	
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																	

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行			改定案		
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。（※）日本や海外への津波の影響についても記述して発表。
推計震度分布図	・震度5以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
遠地地震に関する情報	・海外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や海外への津波の影響についても記述して発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 2.50m 四方の格子毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

（※）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

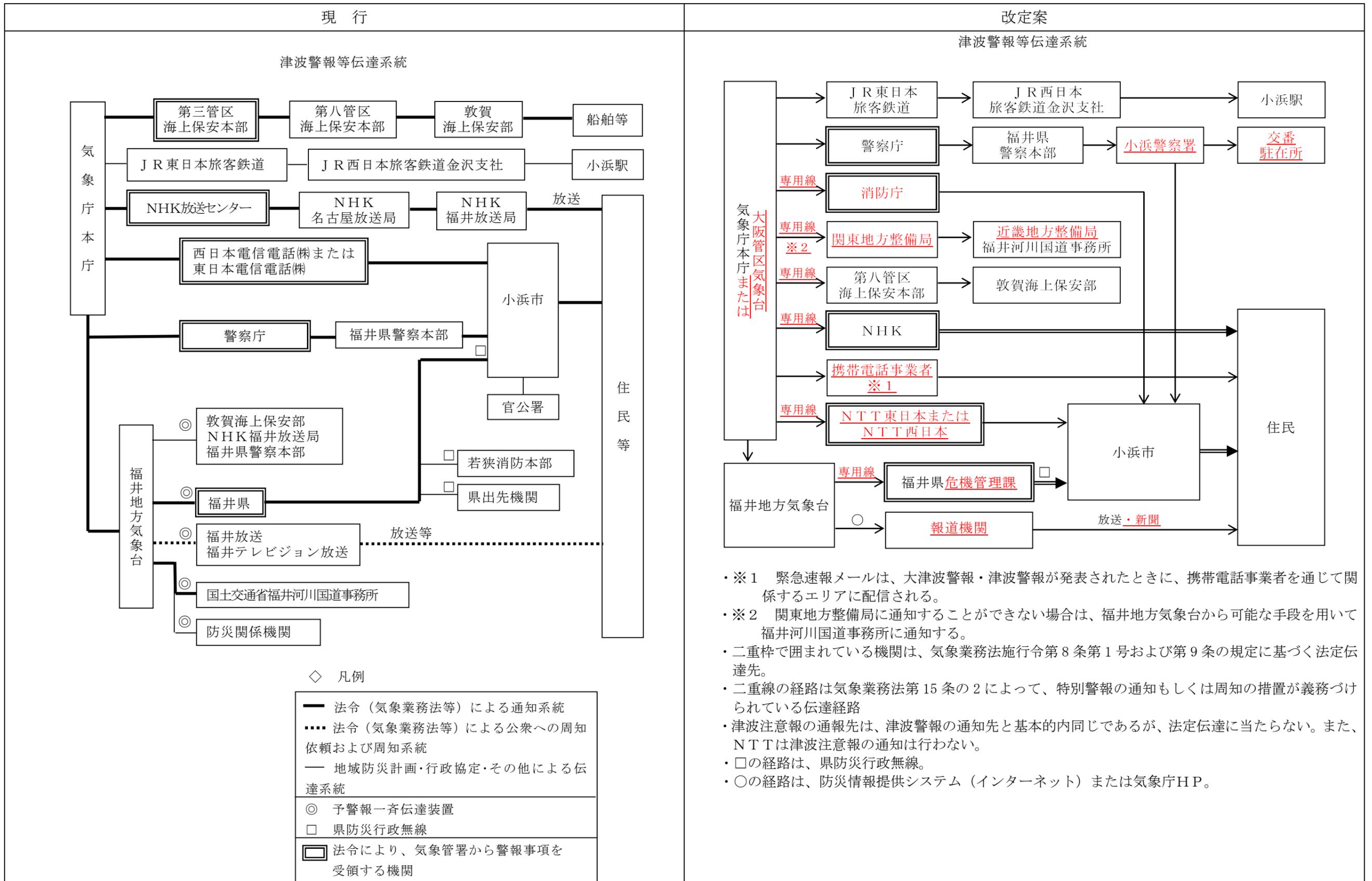
第3（略）
第4 沿岸住民の避難、誘導體制
1. 沿岸住民等への避難指示
市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。
津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

第3（略）
第4 沿岸住民の避難、誘導體制
1. 沿岸住民等への避難指示
市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。
多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を、市からの避難指示発令とみなすことができる。
津波警報等の発表を避難指示発令とみなす場合についても、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、市から補足情報を発表するものとする。
津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、市民に対しわかりやすく発信する。

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>2. 避難指示等の助言 指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言する。</p> <p>市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>3. (略) 第5～7 (略)</p>	<p>2. 避難指示等の助言 指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言する。</p> <p>市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p><u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>3. (略) 第5～7 (略)</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表



小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第7節 災害情報収集連絡計画 (略)</p> <p><u>第1</u> 情報の収集体制 市は、次により迅速な情報収集に努める。</p> <p><u>1.</u> (略)</p> <p><u>2.</u> 住民からの情報収集 被害状況等の情報収集については、原則、市が行う。緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合には、<u>公民館長</u>、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。</p> <p><u>3.</u> 情報の優先順位 (略)</p> <p><u>4.</u> 通信ボランティアの活用 (略)</p> <p><u>第2</u> 収集すべき被害情報 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>第3</u> 災害情報の報告 震災発生後に調査収集した被害状況等について、災害対策基本法第53条等の規定に基づき、速やか県に報告する。なお、他法令に基づき報告を要する事項については別に定める。 市は、関係機関と連携のもと、人的被害の状況（死者・行方不明者数を含む。）、建築物の被害、津波、火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 県は、人的被害の数について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 <u>(追加)</u></p> <p>市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県</p>	<p>第7節 災害情報収集連絡計画 (略)</p> <p><u>第1</u> 災害情報の収集 <u>1.</u> 情報の収集体制 市は、次により迅速な情報収集に努める。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> 住民からの情報収集 被害状況等の情報収集については、原則、市が行う。緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合には、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。 <u>(3)</u> 情報の優先順位 (略) <u>(4)</u> 通信ボランティアの活用 (略)</p> <p><u>2.</u> 収集すべき被害情報 (略)</p> <p><u>3.</u> 孤立集落の被害状況把握 <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、市および県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u> <u>なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第2</u> 災害情報の報告 震災発生後に調査収集した被害状況等について、災害対策基本法第53条等の規定に基づき、速やか県に報告する。なお、他法令に基づき報告を要する事項については別に定める。 市は、関係機関と連携のもと、人的被害の状況（死者・行方不明者数を含む。）、建築物の被害、津波、火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 県は、人的被害の数（<u>死者・行方不明者数をいう。</u>）について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 <u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u> <u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p> <p>市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改 定 案																																																								
<p>(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)に連絡するものとする。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 報告の方法および系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報連絡内容</th> <th>情報収集・連絡系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 被害・復旧の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①人的被害・家族状況 火災状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>②道路状況・交通状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>③堤防・護岸施設の状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>④ライフライン・輸送機関状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑤文教施設関係状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑥病院施設関係状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑦廃棄物処理場関係状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑧火葬場関係状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨その他の施設状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>II 対策の実施状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①住民避難の状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>②救援物資・避難所運営・ボランティアの受け入れ状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	情報連絡内容	情報収集・連絡系統図	I 被害・復旧の状況		①人的被害・家族状況 火災状況		②道路状況・交通状況		③堤防・護岸施設の状況		④ライフライン・輸送機関状況		⑤文教施設関係状況		⑥病院施設関係状況		⑦廃棄物処理場関係状況		⑧火葬場関係状況		⑨その他の施設状況		II 対策の実施状況		①住民避難の状況		②救援物資・避難所運営・ボランティアの受け入れ状況		<p>(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)に連絡するものとする。</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 報告の方法および系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報連絡内容</th> <th>情報収集・連絡系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 被害・復旧の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①人的被害・家族状況 火災状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>②道路状況・交通状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>③堤防・護岸施設の状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>④ライフライン・輸送機関状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑤文教施設関係状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑥病院施設関係状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑦廃棄物処理場関係状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>⑧火葬場関係状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨その他の施設状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>II 対策の実施状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①住民避難の状況</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>②救援物資・避難所運営・ボランティアの受け入れ状況</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	情報連絡内容	情報収集・連絡系統図	I 被害・復旧の状況		①人的被害・家族状況 火災状況		②道路状況・交通状況		③堤防・護岸施設の状況		④ライフライン・輸送機関状況		⑤文教施設関係状況		⑥病院施設関係状況		⑦廃棄物処理場関係状況		⑧火葬場関係状況		⑨その他の施設状況		II 対策の実施状況		①住民避難の状況		②救援物資・避難所運営・ボランティアの受け入れ状況	
情報連絡内容	情報収集・連絡系統図																																																								
I 被害・復旧の状況																																																									
①人的被害・家族状況 火災状況																																																									
②道路状況・交通状況																																																									
③堤防・護岸施設の状況																																																									
④ライフライン・輸送機関状況																																																									
⑤文教施設関係状況																																																									
⑥病院施設関係状況																																																									
⑦廃棄物処理場関係状況																																																									
⑧火葬場関係状況																																																									
⑨その他の施設状況																																																									
II 対策の実施状況																																																									
①住民避難の状況																																																									
②救援物資・避難所運営・ボランティアの受け入れ状況																																																									
情報連絡内容	情報収集・連絡系統図																																																								
I 被害・復旧の状況																																																									
①人的被害・家族状況 火災状況																																																									
②道路状況・交通状況																																																									
③堤防・護岸施設の状況																																																									
④ライフライン・輸送機関状況																																																									
⑤文教施設関係状況																																																									
⑥病院施設関係状況																																																									
⑦廃棄物処理場関係状況																																																									
⑧火葬場関係状況																																																									
⑨その他の施設状況																																																									
II 対策の実施状況																																																									
①住民避難の状況																																																									
②救援物資・避難所運営・ボランティアの受け入れ状況																																																									
第8節 (略)	第8節 (略)																																																								
第9節 避難計画 (略)	第9節 避難計画 (略)																																																								
第1 (略)	第1 (略)																																																								

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2 避難措置の周知</p> <p>1. 県への通知 市長（本部長）は、避難の指示を行った場合、県危機対策・防災課に必要な事項を通知する。</p> <p>第3～4（略）</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 避難所の運営 避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。 なお、避難所の運営にあたっては、保健衛生面はもとより、プライバシー保護等、幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体対して協力を求めるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>（追加）</u></p> <p>（中略）</p> <p>市および県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者の情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 （略）</p> <p>3.～5.（略）</p> <p>第6～8（略） <u>（新設）</u></p>	<p>第2 避難措置の周知</p> <p>1. 県への通知 市長（本部長）は、避難の指示を行った場合、県危機管理課に必要な事項を通知する。</p> <p>第3～4（略）</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 避難所の運営 避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。 なお、避難所の運営にあたっては、保健衛生面はもとより、プライバシー保護等、幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体対して協力を求めるものとする。 <u>市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。</u></p> <p>また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>（中略） <u>（移設）</u></p> <p>市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3.～5.（略）</p> <p>第6～8（略）</p> <p><u>第9 避難所外避難者の把握および支援</u></p> <p><u>1. 避難所外避難者の把握</u> 市は、在宅避難者ややむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）情報の早期把握に努める。</p> <p><u>2. 避難所外避難者に対する支援</u> <u>（1）市は、避難所外避難者に対し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u> 特に、車中泊避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第10節 救出計画 (略) 第1 陸上における救出対策 1. (略) 2. 市 (略) (1) (略) (2) 救急救護体制の整備 集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急資材の整備を図る。(追加) (3) (略) 第2～6 (略) 第11節 (略) 第12節 医療救護計画 (略) 第1～3 (略) 第4 医療提供体制の確保 県は、DMAT（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。 第5～8 (略) 第13～15節 (略)</p>	<p><u>間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。</u> <u>(2) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>(3) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討することや、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>第10節 救出計画 (略) 第1 陸上における救出対策 1. (略) 2. 市 (略) (1) (略) (2) 救急救護体制の整備 集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急救助用資機材の整備を図る。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u> (3) (略) 第2～6 (略) 第11節 (略) 第12節 医療救護計画 (略) 第1～3 (略) 第4 医療提供体制の確保 県は、DMAT（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>JDAT（日本災害歯科支援チーム）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。 <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努めるものとする。</u> <u>また、市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u> 第5～8 (略) 第13～15節 (略)</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第16節 食料供給計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 炊出しの実施</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 食品衛生 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 炊出し施設は、学校給食室、<u>公民館</u>等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>第3 <u>食料備蓄上の配慮</u> (新設)</p> <p>山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。また、<u>粉ミルク</u>や<u>柔らかい食品</u>など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。 (新設)</p> <p>第4 その他 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料備蓄について普及および啓発を図る。</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第18節 住宅応急対策計画 (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 住宅の応急修理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 修理箇所、費用および期間の基準 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 期間 災害発生の日から3月以内に完成するものとする。 (追加)</p> <p>第4～9 (略)</p>	<p>第16節 食料供給計画 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 炊出しの実施</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 食品衛生 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 炊出し施設は、学校給食室、<u>コミュニティセンター</u>等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>第3 <u>備蓄・調達計画</u> <u>災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。</u></p> <p><u>1. 個人の備蓄</u> 市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓発を図る。</p> <p><u>2. 市の備蓄</u> 市は、各指定避難所等を中心に、<u>生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。</u> 市は、<u>ミルク</u>や<u>柔らかい食品</u>など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。</p> <p><u>3. 流通備蓄</u> 市および県は、<u>あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。</u></p> <p><u>4. 要配慮者への配慮</u> 物資の調達・供給にあたっては、<u>高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。</u></p> <p><u>5. 食物アレルギーへの配慮</u> 市および県は、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>(移設)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第18節 住宅応急対策計画 (略)</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 住宅の応急修理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 修理箇所、費用および期間の基準 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 期間 災害発生の日から3月以内に完成するものとする。 <u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完成するものとする。</u></p> <p>第4～9 (略)</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案																																				
<p>第19節 緊急輸送計画 (略) 第1～2 (略) 第3 緊急輸送体制の確立 1. ～2. (略) 3. 燃料の確保 市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。 <u>(追加)</u> 4. (略)</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第21節 交通対策計画 (略) 第1～3 (略) 第4 通行禁止および制限の手続き 1. <u>通行規制の区分</u> 交通の規制は、次の区分により行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施者</th> <th style="width: 10%;">規制種別</th> <th style="width: 30%;">規制理由等</th> <th style="width: 10%;">規制対象</th> <th style="width: 10%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">公安委員会</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通行の禁止および制限</td> <td>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。</td> <td style="text-align: center;">歩行者車両等</td> <td style="text-align: center;">道路交通法第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。</td> <td style="text-align: center;">緊急自動車以外の車両</td> <td style="text-align: center;">災対法第76条</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略) 3. 緊急通行車両の確認申請等 (1) 緊急通行車両の<u>事前届出</u> 緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する交通規制下における緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。 (2) 緊急通行車両の確認申請 緊急通行車両の確認申請は、警察署および検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、警察署において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行うものとする。</p> <p>第22～25節 (略)</p>	実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令	公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項	周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車以外の車両	災対法第76条	(略)					<p>第19節 緊急輸送計画 (略) 第1～2 (略) 第3 緊急輸送体制の確立 1. ～2. (略) 3. 燃料の確保 市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。 <u>県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u> 4. (略)</p> <p>第20節 (略)</p> <p>第21節 交通対策計画 (略) 第1～3 (略) 第4 通行禁止および制限の手続き 1. <u>交通規制の区分</u> 交通の規制は、次の区分により行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施者</th> <th style="width: 10%;">規制種別</th> <th style="width: 30%;">規制理由等</th> <th style="width: 10%;">規制対象</th> <th style="width: 10%;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">公安委員会</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通行の禁止および制限</td> <td>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。</td> <td style="text-align: center;">歩行者車両等</td> <td style="text-align: center;">道路交通法第4条第1項</td> </tr> <tr> <td>周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。</td> <td style="text-align: center;">緊急通行車両等以外の車両</td> <td style="text-align: center;">災対法第76条</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略) 3. 緊急通行車両の確認<u>手続き</u> (1) 緊急通行車両の<u>確認の申出</u> 緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両の<u>確認申出</u>制度による申出を行い、緊急通行車両<u>確認標章および証明書</u>の交付を受けておく。 (2) <u>災害発生時等における緊急通行車両の確認の申出</u> あらかじめ緊急通行車両<u>確認標章および証明書</u>の交付を受けていない車両については、<u>警察本部、警察署または交通検問所</u>において、緊急通行車両の<u>確認の申出</u>を行うものとする。</p> <p>第22～25節 (略)</p>	実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令	公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項	周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災対法第76条	(略)				
実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令																																	
公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項																																	
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車以外の車両	災対法第76条																																	
(略)																																					
実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令																																	
公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項																																	
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災対法第76条																																	
(略)																																					

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第26節 廃棄物処理計画</p> <p>震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む）等大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のゴミが排出されることが予想される。</p> <p>また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿汲み取りとその処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し、環境衛生に万全を期する。</p> <p>第1～3（略）</p> <p>第4 災害廃棄物の発生への対応 （略）</p> <p>市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。 （略）</p> <p>第5（略）</p> <p>第27～29節（略）</p> <p>第30節 文教対策計画 （略）</p> <p>第1～6（略）</p> <p>第7 社会教育施設等応急対策</p> <p>1. <u>公民館</u>およびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。 なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。</p> <p>2. 開館時に、災害発生の可能性があるときは、状況に応じて利用者の避難を誘導し、安全確保に努める。また、閉館等の措置を講ずる。</p> <p>3. 被災状況を調査し、速やかに<u>市教育委員会</u>に報告する。</p> <p>第8（略）</p> <p>第31～37節（略）</p>	<p>第26節 廃棄物処理計画</p> <p>震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む）等大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のゴミが排出されることが予想される。</p> <p>また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿汲み取りとその処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。このため、被災地における廃棄物の収集処理を<u>小浜市災害廃棄物処理マニュアルに基づき</u>適切に実施し、環境衛生に万全を期する。</p> <p>第1～3（略）</p> <p>第4 災害廃棄物の発生への対応 （略）</p> <p>市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、<u>国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか</u>、市が行う災害廃棄物<u>処理</u>に対する技術的な援助を行う。 （略）</p> <p>第5（略）</p> <p>第27～29節（略）</p> <p>第30節 文教対策計画 （略）</p> <p>第1～6（略）</p> <p>第7 社会教育施設等応急対策</p> <p>1. <u>コミュニティセンター</u>およびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。 なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。</p> <p>2. 開館時に、災害発生の可能性があるときは、状況に応じて利用者の避難を誘導し、安全確保に努める。また、閉館等の措置を講ずる。</p> <p>3. 被災状況を調査し、速やかに<u>市の当該施設管理担当部局</u>に報告する。</p> <p>第8（略）</p> <p>第31～37節（略）</p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改 定 案												
<p>第38節 災害救助法の適用に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 適用基準 本市における、災害救助法の適用基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>人口 平成27年国勢調査</td> <td>災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数</td> <td>災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29,670人</td> <td style="text-align: center;">50世帯</td> <td style="text-align: center;">25世帯</td> </tr> </table> <p>法適用基準には上欄のほか、次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき <p>(注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流失した世帯数である。 2. 半壊（焼）の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。 3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第4章 災害復旧復興計画 (略) 第1～2節 (略)</p> <p>第3節 民生安定計画 (略) 第1～4 (略) 第5 生活の安定確保 1. ～3. (略) 4. 金融措置の実施 (1) (略) (2) 公的資金のあっせん ① 災害救護資金の貸付 市は、条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害救護資金の貸付を行う。</p> <p>5. (略) <u>(新設)</u></p>	人口 平成27年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)	29,670人	50世帯	25世帯	<p>第38節 災害救助法の適用に関する計画 (略) 第1 (略) 第2 適用基準 本市における、災害救助法の適用基準は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>人口 令和2年国勢調査</td> <td>災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数</td> <td>災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28,991人</td> <td style="text-align: center;">50世帯</td> <td style="text-align: center;">25世帯</td> </tr> </table> <p>法適用基準には上欄のほか、次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき <p>(注) 1. 基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流失した世帯数である。 2. 半壊（焼）の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。 3. 床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。</p> <p>第3～4 (略)</p> <p>第4章 災害復旧復興計画 (略) 第1～2節 (略)</p> <p>第3節 民生安定計画 (略) 第1～4 (略) 第5 生活の安定確保 1. ～3. (略) 4. 金融措置の実施 (1) (略) (2) 公的資金のあっせん ① 災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>5. (略) 6. 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活</p>	人口 令和2 年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)	28,991 人	50世帯	25世帯
人口 平成27年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)											
29,670人	50世帯	25世帯											
人口 令和2 年国勢調査	災害救助法施行令 第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第1条第1項第2号 による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上 の場合)											
28,991 人	50世帯	25世帯											

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行	改定案
<p>6. 支援制度の周知 市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第4節 財政援助計画 第1 金融措置 1. ～3. (略) 4. 公的資金による融資 (1) 災害救護資金の貸付け 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。 (2) 生活福祉資金の貸付け 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。 また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸し付けを行う。 (3) ～ (5) (略) 第2 (略)</p> <p>第5節 復興計画 (略) 第1 改良復旧 市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。 <u>(追加)</u> なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。 第2 (略) 第3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 1. ～2. (略) 3. 職員の派遣 <u>(追加)</u> 市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p><u>用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>7. 支援制度の周知 市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第4節 財政援助計画 第1 金融措置 1. ～3. (略) 4. 公的資金による融資 (1) 災害<u>援護</u>資金の貸付け 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。 (2) 生活福祉資金の貸付け 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。 また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、<u>福祉</u>資金の貸し付けを行う。 (3) ～ (5) (略) 第2 (略)</p> <p>第5節 復興計画 (略) 第1 改良復旧 市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。 <u>道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。 第2 (略) 第3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 1. ～2. (略) 3. 職員の派遣 <u>市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</u> 市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。 <u>市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p>

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行				改 定 案			
別表3-1-1 災害警戒本部組織表				別表3-1-1 災害警戒本部組織表			
本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	副市長	本部員	政策幹	本部長	副市長	本部員	政策幹
本部付	教育長	本部員	企画部長	本部付	教育長	本部員	企画部長
副本部長	総務部長	本部員	民生部長	副本部長	総務部長	本部員	民生部長
副本部長	産業部長	本部員	教育部長	副本部長	産業部長	本部員	教育部長
(追加)	(追加)	本部員	若狭消防副署長	本部員	推進監	本部員	若狭消防副署長
別表3-1-2 災害対策本部組織表				別表3-1-2 災害対策本部組織表			
本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名	本部職名	職 名
本部長	市長	本部員	企画部長	本部長	市長	本部員	企画部長
副本部長	副市長	本部員	民生部長	副本部長	副市長	本部員	民生部長
本部付	教育長	本部員	産業部長	本部付	教育長	本部員	産業部長
(追加)	(追加)	本部員	教育部長	本部員	推進監	本部員	教育部長
本部員	政策幹	本部員	若狭消防署長	本部員	政策幹	本部員	若狭消防署長
本部員	総務部長			本部員	総務部長		
別表3-1-3 災害対策本部 部設置一覧 (略)				別表3-1-3 災害対策本部 部設置一覧 (略)			

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行				改 定 案			
別表 3-1-4 小浜市災害対策本部事務分掌				別表 3-1-4 小浜市災害対策本部事務分掌			
部名	班名	課 名	事 務 分 掌	部名	班名	課 名	事 務 分 掌
総務部	本部班	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営、廃止に関する事 ・災害対策全般の連絡調整総括に関する事 ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関する事 ・災害・気象・交通情報等の把握に関する事 ・防災行政無線の統制活用に関する事 ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関する事 ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関する事 ・その他、他の部（班）に属さないこと 	総務部	本部班	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営、廃止に関する事 ・災害対策全般の連絡調整総括に関する事 ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関する事 ・災害・気象・交通情報等の把握に関する事 ・防災行政無線の統制活用に関する事 ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関する事 ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関する事 ・その他、他の部（班）に属さないこと
	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、配備、従事状況の把握に関する事 ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関する事 ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関する事 ・他の地方公共団体との相互協力に関する事 ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関する事 ・職員の食料および厚生に関する事 		総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、配備、従事状況の把握に関する事 ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関する事 ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関する事 ・他の地方公共団体との相互協力に関する事 ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関する事 ・職員の食料および厚生に関する事
	渉外班	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長の秘書および特命に関する事 ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関する事 ・県・国の視察団の受入れに関する事 		渉外班	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長の秘書および特命に関する事 ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関する事 ・県・国の視察団の受入れに関する事
	被災管理班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の被害状況の調査収集に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関する事 ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関する事 ・り災証明の発行に関する事 		被災管理班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の被害状況の調査収集に関する事 ・避難住民の誘導に関する事 ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関する事 ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関する事 ・り災証明の発行に関する事
	特命班	議会事務局 食のまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の特命 ・他の班の応援 		特命班	議会事務局 食のまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の特命 ・他の班の応援
企画部	広報情報班	広報・デジタル推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への指示、命令の伝達に関する事 ・災害広報に関する事 ・災害情報の収集、記録に関する事 ・気象情報および交通情報等の収集に関する事 ・報道機関への対応、連絡に関する事 ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集 	企画部	広報情報班	コミュニティ支援課 DX推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への指示、命令の伝達に関する事 ・災害広報に関する事 ・災害情報の収集、記録に関する事 ・気象情報および交通情報等の収集に関する事 ・報道機関への対応、連絡に関する事 ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集
	財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資購入、応急資機材の確保に関する事 ・救援物資等の要請および管理に関する事 ・災害関係費の予算措置および出納に関する事 ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関する事 		財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資購入、応急資機材の確保に関する事 ・救援物資等の要請および管理に関する事 ・災害関係費の予算措置および出納に関する事 ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関する事

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
企 画 部	施設管理班	営繕管財課	<ul style="list-style-type: none"> 輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事 車両の確保、配車管理に関する事 電気・電話・ガス等ライフラインの応急処理に関する事 災害用電話等通信機器の確保および設置に関する事 市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関する事 建物の応急危険度判定に関する事 被害建築物の応急対策に関する事 仮設住宅の建設および管理に関する事 <p>(追加)</p>	企 画 部	施設管理班	営繕管財課	<ul style="list-style-type: none"> 輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事 車両の確保、配車管理に関する事 電気・電話・ガス等ライフラインの応急処理に関する事 災害用電話等通信機器の確保および設置に関する事 市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関する事 建物の応急危険度判定に関する事 被害建築物の応急対策に関する事 仮設住宅の建設および管理に関する事 <p>・みなし仮設住宅に関する事</p>
	公共交通班	新幹線・交通まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> バス、鉄道の運行状況調査に関する事 		公共交通班	新幹線・交通まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> バス、鉄道の運行状況調査に関する事
	ボランティア班	(追加) 未来創造課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関する事 		ボランティア班	コミュニティ支援課 未来創造課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関する事
民 生 部	衛生班	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所の確保および収容に関する事 死亡者の埋葬に関する事 災害廃棄物の総合的処理企画に関する事 一般廃棄物の収集および処理に関する事 し尿等の収集および処理に関する事 衛生および環境対策に関する事 	民 生 部	衛生班	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所の確保および収容に関する事 死亡者の埋葬に関する事 災害廃棄物の総合的処理企画に関する事 一般廃棄物の収集および処理に関する事 し尿等の収集および処理に関する事 衛生および環境対策に関する事
	救護班	子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療および健康相談に関する事 医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関する事 医療品等の調達、供給に関する事 救護所の開設に関する事 医療ボランティアの受入れ、調整に関する事 感染症対策に関する事 		救護班	子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療および健康相談に関する事 医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関する事 医療品等の調達、供給に関する事 救護所の開設に関する事 医療ボランティアの受入れ、調整に関する事 感染症対策に関する事
	要配慮者支援班	子ども未来課 高齢・障がい者 元気支援課 市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の支援策に関する事 老人、身障者等の対策に関する事 保育園児の安全対策に関する事 母子対策に関する事 日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事 被災者への炊き出しに関する事 災害救助法に基づく救助事務全般 福祉避難所に関する事 		民生部	要配慮者支援班	子ども未来課 高齢・障がい者 元気支援課 市民福祉課

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
民生部	窓口相談班	市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からの問い合わせ対応 (追加) 	民生部	窓口相談班	市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からの問い合わせ対応 被災者台帳の作成に関する事 災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の被災者支援に関する事
産業部	産業班	(追加) (追加) 商工観光課 農政課 里山里海課 文化交流課	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光施設の被害調査および応急対策に関する事 企業、関係団体への支援協力要請に関する事 商工業関係の災害に関する事 被害農作物の調査および応急技術対策に関する事 家畜等の被害対策に関する事 漁業関連機関との連絡調整に関する事 漁場、沿岸等の環境調査に関する事 流出物の調査、管理処分に関する事 文化財の被害調査および応急対策に関する事 	産業班	商工振興課 文化観光課 農政課 里山里海課	<ul style="list-style-type: none"> 商工観光施設の被害調査および応急対策に関する事 企業、関係団体への支援協力要請に関する事 商工業関係の災害に関する事 被害農作物の調査および応急技術対策に関する事 家畜等の被害対策に関する事 漁業関連機関との連絡調整に関する事 漁場、沿岸等の環境調査に関する事 流出物の調査、管理処分に関する事 文化財の被害調査および応急対策に関する事 	
		(追加) (追加) 商工観光課 農政課 里山里海課	<ul style="list-style-type: none"> 物資の管理、配給および移送に関する事 応急復旧資機材の輸送に関する事 			物資供給班	商工振興課 文化観光課 農政課 里山里海課
	調査工作班	都市整備課 農政課 里山里海課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の確認、パトロールに関する事 河川水位の観測および河川情報の収集に関する事 道路等交通施設の被害情報の収集に関する事 水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関する事 土砂災害の応急対策に関する事 道路通行制限に関する事 緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関する事 道路通行支障物の解体、撤去および処理に関する事 建設機材の借上げ、調達に関する事 建設機構等関係機関との連絡調整に関する事 災害復旧用資機材の確保調達に関する事 農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関する事 林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関する事 漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関する事 河川、道路の被害調査および応急対策に関する事 下水道施設の被害調査および応急対策に関する事 	調査工作班	都市整備課 農政課 里山里海課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所等の確認、パトロールに関する事 河川水位の観測および河川情報の収集に関する事 道路等交通施設の被害情報の収集に関する事 水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関する事 土砂災害の応急対策に関する事 道路通行制限に関する事 緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関する事 道路通行支障物の解体、撤去および処理に関する事 建設機材の借上げ、調達に関する事 建設機構等関係機関との連絡調整に関する事 災害復旧用資機材の確保調達に関する事 農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関する事 林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関する事 漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関する事 河川、道路の被害調査および応急対策に関する事 下水道施設の被害調査および応急対策に関する事 	
産業部	給水班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保および供給に関する事 上水道施設の被害調査および応急復旧に関する事 広域給水応援の受入れ、調整に関する事 	産業部	給水班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の確保および供給に関する事 上水道施設の被害調査および応急復旧に関する事 広域給水応援の受入れ、調整に関する事
	住宅班	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の被害調査および応急対策 		住宅班	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の被害調査および応急対策
教育部	学校班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 被災児童生徒に対する応急教育の実施に関する事 被災児童生徒の安全対策および保健管理に関する事 教材、学用品等の確保に関する事 	教育部	学校班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 被災児童生徒に対する応急教育の実施に関する事 被災児童生徒の安全対策および保健管理に関する事 教材、学用品等の確保に関する事

小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 新旧対照表

現 行				改定案			
教 育 部	避 難 所 班	生涯学習スポ ーツ課 会計課 監査委員事務 局 各避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関する事 ・避難所の管理運営に関する事 ・避難者の把握に関する事 ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関する事 	教 育 部	避 難 所 班	生涯学習スポ ーツ課 会計課 監査委員事務 局 各避難施設	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関する事 ・避難所の管理運営に関する事 ・避難者の把握に関する事 ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関する事
消 防 部	消 防 班	若狭消防署 小浜消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防全般の企画体制の確立に関する事 ・消防活動に関する事 ・水防情報の収集に関する事 ・水防体制の確立および水防活動に関する事 ・急患輸送避難誘導に対する協力に関する事 ・災害防御および救助活動に関する事 ・地水利の安全確保に関する事 ・警戒監視および被災地における被害調査に関する事 ・広域消防応援の受入れおよび調達に関する事 ・特命事項に関する事 	消 防 部	消 防 班	若狭消防署 小浜消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防全般の企画体制の確立に関する事 ・消防活動に関する事 ・水防情報の収集に関する事 ・水防体制の確立および水防活動に関する事 ・急患輸送避難誘導に対する協力に関する事 ・災害防御および救助活動に関する事 ・地水利の安全確保に関する事 ・警戒監視および被災地における被害調査に関する事 ・広域消防応援の受入れおよび調達に関する事 ・特命事項に関する事
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関する事 ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関する事 ・各部（班）の相互協力に関する事 ・部内関係の災害記録に関する事 	共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関する事 ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関する事 ・各部（班）の相互協力に関する事 ・部内関係の災害記録に関する事

